

## 賛助会員規約

特定非営利法人らいぶらいぶは（以下、「当法人」という）は、賛助会員規約を以下のとおり定める。

（目的）

### 第1条

当法人は、地域住民に対して、図書館利用の普及及び読書推進に関する事業を行い、社会教育・文化の振興・情報の提供等の公益の増進に寄与することを目的とする。

（賛助会員の定義）

### 第2条

第1条の目的に共鳴し、当法人の活動を主に資金的に支援する制度として、正会員とは別に、賛助会員制度を設けることとする。

（賛助会員の種別）

### 第3条

賛助会員の種別は、団体会員、個人会員の2種とする。

（議決権）

### 第4条

賛助会員は、正会員と異なり、当法人の総会での議決権を有しない。

（入会および承認）

### 第5条

1. 賛助会員入会に当たっては、当法人の設立趣旨と活動に賛同のうえ、当法人の指定する方法で申込みものとする。
2. 当法人は、入会申込時に届出た内容に基づき、届出事項に虚偽のものがあつた場合や、入会申込者に公序良俗に反する行為があつた場合等、当法人が入会を不相当と判断した場合には入会申込を承認しないことがある。当法人は、個別の非承認に際し、その理由を示す必要がないものとする。入会申込時に会費を納入し、その後当法人が入会を承認しなかつた場合、納入した会費は全額返金する。

(会費)

#### 第6条

1. 賛助会員は、入会金として、入会年のみ以下の金額を支払うものとする。  
団体会員 1,000円  
個人会員 1,000円
2. 賛助会員は、年会費として、毎年以下の金額を支払うものとする。  
団体会員 1口 10,000円、1口以上  
個人会員 1口 2,000円、1口以上
3. 会費は、初年度は入会申し込み時に支払うこととし、次年度以降は事業年度の末日までに、当法人の指定する方法で納入するものとする。
4. 年度の途中の入会者についても、当該年度の1年分の会費を納入するものとする。

(会員資格および有効期間)

#### 第7条

1. 会員資格の有効期間は、入会承認日から起算し、事業年度の末日までとする。
2. 前項に定める有効期間は、会員または当法人から特に申出がない限り、満了日の翌日から1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(会費の払い戻し)

#### 第8条

賛助会員が既に納入した会費については、その理由の如何を問わず、これを返還しない。

(会員特典)

#### 第9条

賛助会員は、当法人が実施するイベントに会員特別価格で参加できる。

(会員情報等の取扱い)

#### 第10条

1. 当法人は、当法人が保有する、賛助会員が入会申込時に届出た賛助会員に関する情報を厳正に管理し、その保護のために必要な措置を適切に講ずるよう努める。
2. 当法人は、賛助会員情報を、賛助会員の同意を得ずに当法人の活動以外の目的に利用しないこととする。
3. 当法人は、前項のほか、以下の場合を除き賛助会員情報を第三者に提供しないものとする。
  - (1) あらかじめ当該会員情報にかかる賛助会員の同意が得られた場合
  - (2) 法令により開示を求められた場合

- (3) 個別の賛助会員を識別できない状態で提供する場合
4. 当法人は、当法人による賛助会員資格の取消または賛助会員資格の喪失から1年間を経過したときは、会員情報を破棄できるものとする。

(賛助会員資格の取消・喪失)

#### 第11条

当法人は、賛助会員が以下の各条項の一つでも該当するに至った場合、賛助会員に事前に通知又は催告することなく、当法人の賛助会員資格を直ちに取消することができるものとする。この場合、既に納入された会費の払い戻しは一切行わない。

- (1) 本規約の条項に違反した場合
- (2) 賛助会員が入会申込時および届出事項変更時に虚偽の事項を届出したことが判明した場合
- (3) 会費が支払われない場合
- (4) 法令もしくは公序良俗に反する行為を行った場合
- (5) その他、当法人が賛助会員として不適当と認める相当の事由が発生した場合

(禁止事項)

#### 第12条

賛助会員は、当法人による活動にあたり、以下に掲げる行為を行ってはならないものとする。

- (1) 他の会員、第三者もしくは当法人の財産およびプライバシーを侵害する行為、または侵害する恐れのある行為
- (2) 他の会員、第三者もしくは当法人に不利益や損害を与える行為、またはそれらの恐れのある行為
- (3) 犯罪的行為もしくは犯罪的行為に結びつく行為またはその恐れのある行為
- (4) 公序良俗に反する行為もしくはその恐れのある行為
- (5) 当法人の運営・活動を妨げる行為および信用を毀損する行為
- (6) 営業活動や営利目的、またはその準備を目的とした行為（当法人が承認した場合を除く）
- (7) その他、不適切と判断される行為

(規約変更)

#### 第13条

当法人は、円滑な運営のために必要と判断される場合、理事会の議決を経て、本規約を変更することがある。

(附則)

1. 本規約は、平成 25 年 1 月 5 日から施行するものとする。